

令和4年4月1日

お客さま各位

株式会社香川銀行

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）についてのご案内

FATCA とは

米国の税法である外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）の略称です。FATCAは、米国に納税義務のある方が、米国以外の金融機関の口座を利用した資産隠ぺい・租税回避を防止することを目的とした米国の法律です。

FATCA 確認

当行では日米の当局間声明（「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」）に基づき FATCA に関する確認をさせていただきます。

お客さまが当行で初めて預金口座を開設するなどの際に、米国納税義務者等（米国人等）であるかを確認するため、FATCA に関するご質問や書面等によりご申告をお願い致します。

また、米国人等に該当するお客さまについては、お客さまの同意のもとに米国税務当局に預金口座情報等を報告させていただきます。

なお、詳しくは、全国銀行協会作成の「『外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）』のご案内」を添付ファイルよりご参照ください。

[全国銀行協会「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」のご案内](#)

米国税務当局への報告について

米国人等に該当する場合は、米国税務当局へお客さまの預金口座情報等を報告させていただきます。

FATCA 確認における個人情報保護の取扱いに関する情報は下記のとおりです。

項目		具体的な内容
①	当該外国の名称	米国
②	適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報	・個人情報の保護に関する制度の有無 包括的な法令は存在しないが、公的部門に適用される法令として、電子通信プライバシー法（ECPA）や医療保険の携行性と責任に関する法律（HIPAA）がある。 ・個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報 ① EUの十分性認定は受けていない。 ② APECのCBPR システムに2012 年7 月25 日に参加している。 ・OECDプライバシーガイドライン8 原則に対応する義務又は本人の権利 ① 収集制限の原則について、HIPAAに一部規定されている。 ② データ内容の原則について、該当する規定は不見当である。 ③ 目的明確化の原則について、該当する規定は不見当である。 ④ 利用制限の原則について、ECPA及びHIPAA に一部規定されている。 ⑤ 安全保護の原則について、HIPAAに一部規定されている。 ⑥ 公開の原則について、該当する規定は不見当である。 ⑦ 個人参加の原則について、HIPAAに一部規定されている。 ⑧ 責任の原則について、該当する規定は不見当である。 ・その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度は、不見当である。 詳細については個人情報保護委員会ホームページをご参照ください。 (https://www.ppc.go.jp/index.html)
③	当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報	IRS（米国内国歳入庁）はOECDプライバシーガイドライン8 原則に対応する措置を全て講じていること。
④	個人データの提供先の第三者	IRS（米国内国歳入庁）
⑤	提供先の第三者における利用目的	租税の賦課徴収
⑥	第三者に提供される個人データの項目	内国歳入法、財務省規則、政府間協定、およびその他規則にもとづき求められる口座情報